



ハッスル黄門

茨城県常総保健所から重要なお知らせです。

日本で暮らす外国人の皆さまへ

## 結核の早期発見と公費負担制度による治療について

### 1 はじめに



世界では、東南アジアやアフリカの地域、南米のブラジルで結核の流行が続いています。故郷で結核に感染し日本で慣れない生活や仕事のストレスなどで体力が低下して結核を発病する外国人が増えています。



### 2 早期発見のために

日本では、結核の早期発見のために以下の健康診断を行っています。必ず年1回は、いずれかの健康診断を受診してください。

#### (1) 職場の定期健康診断

今、勤務している事業所では、法律に基づき従業員に対し年1回以上の健康診断を義務付けています。料金は基本的にはかかりません。

#### (2) 市町村が実施する健康診断

お住まいの市町村が実施する健康診断です。勤務先で受診する機会のない人や自営業や専業主婦などの方はこの健康診断で胸部X線検査を受けてください。日時や場所及び料金などはお住まいの市役所や役場にお問合せください。

#### (3) 結核患者の接触者健康診断

結核患者に接触した方は、結核に感染していないか健康診断を受けていただきます。健康診断の日時や場所は、保健所から連絡します。

この健康診断は、法律に基づくため無料です。

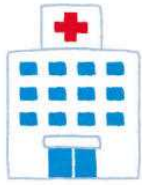
**精密検査が必要と言われたら！**

### 3 安心して治療を継続していただくために



健康診断の胸部X線結果で精密検査が必要となった場合は、結核の感染が疑われる場合があります。必ず医療機関を受診してください。結核を放置すると、結核菌のまじったしぶきが咳やくしゃみと一緒に飛び散り、周りの人に感染させてしまいます。さらには、命に関わります。

しかし、早期に治療すれば結核は治る病気です。



## ◎ 公費負担制度

結核の治療は、症状が無くなっても医師の指示があるまで比較的長い間（通常6～9ヶ月）、薬を飲み続ける必要があります。

このため、日本では安心して治療を受けていただくために医療費の個人負担を軽減するための公費負担制度があります。この制度は、滞留資格に関係なく受けられます。制度については、保健所結核担当にお尋ねください。

### ○ 入院治療

結核を感染させるおそれがある場合は、指定の医療機関に入院して治療をうけていただきます。結核治療にかかった医療費の全額が公費負担となります。公費で負担するため個人で負担することはありません。

※但し、前年所得により最高で月額2万円の自己負担が生じる場合があります。



### ○ 通院治療

早めに発見できれば、結核を感染させるおそれはなく、入院の必要もなく、通院し薬を飲みながら働くことができます。この場合も検査や薬の一部が公費負担となります。



結核の症状について詳しい情報は、以下をご覧ください

◎公益財団法人結核予防会結核研究所

(THE RESEARCH INSTITUTE OF TUBERCULOSIS, JAPAN)

<http://www.jata.or.jp/index.php>

○Tuberculosis Telephone Consultation Service

<http://www.jatahq.org/headquarters/index9e.html>



○stop TB by dots!

<http://www.jata.or.jp/rit/rj/TB2008/start.html>

<このパンフレットの問い合わせ先>

茨城県常総保健所 健康指導課

TEL 0297(22)1351

mail josoho03@pref.ibaraki.lg.jp